

1962年6月18日(第7日目)

1. 開議並びに散会時談(午前10時50分~午後12時46分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

4番	佐喜真 慎ゆう	5番	中山 勝 豊	6番	安里 良 新
7番	堀 間 健一 純	10番	仲木 正 直	11番	若 城 清 善
12番	中 里 幸 均	13番	松木 朝 直	14番	山 木 朝 徳
15番	天 久 盛 雄	16番	当山 伸 太郎	17番	安次 富 盛
18番	稻 嶺 盛 三	19番	富 里 敏 行		

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 仲村 春 区

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

村 長	仲村 春 区	助 役	兵屋 真 徳	収 入 役	仲村 春 松
総務課長	松川 正 純	財政課長	当山 善 喜	経済課長	沢し 安一
建設課長	桑江 良 徳	水道課長	奥里 尊 信		

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正 純 書記 照 屋 義 伊佐 正 純

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第14号 1963年度宜野湾村才入才出予算について

議 長~出席議員13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。(午前10時50分)

議 長~日程第1, 1963年度宜野湾村才入才出予算についてを議題と致します。本案は議明の段階で継続審議になっておりましたので質疑に入ります。

13番~村民税について、16,683\$組れているが、計上率も90%見込までしているが、どの程度が90%か、前年度で約2万\$未徴収があると察思うが、これを預えると90%以下になると思いますが当局は努力すると云うことで2万\$も加えて90%計上したのか。

助 役~この方は前年度分の90%を見込んであるのであつて滞納は多とは

出してありませんが、現年度においては3,000\$見積っております

13番～この2万\$を含めて見た場合何%になるか。

助 役～滞納繰越が81.2%、村税全部で87%

13番～2万\$というのは。

助 役～村税全部で25,000\$であります。

13番～滞納繰越しの分であつて、村税全部ではどうか。

助 役～81.2%であります。

前の滞納を3万\$と見越して、81.2%計上している。と申し上げるのは、村民税5,500\$、固定資産税8,500\$、事業税9,500\$、不動産取得税1,500\$合計2,500\$となつておりますので滞納を約3万\$と見越して、約81.2%であります。

13番～61年度決算と比較した場合、90%までは見込んでなかつたが今までのやり方と違つたのか。又どういう方法でやつたのか。

助 役～滞納額については、前年度分が25%、全額において40%の滞納額があるが、決算より1ヶ年づれた状況を見ますと、賦課の状況等から見て決算期までには出来るんじゃないかと思ひます。新にどう云う方法で計上したと云うことではない。

13番～時期的のずれであるとのことですが、条例の様に令書を発行出来ないのは色々ありますが、特に村民税の場合は、資料がなかつたので出来ないとのことであつたが、資料を集めることは出来ないのか。

助 役～この方については、自治法を基礎にしてやつていまして、ほとんど町村がやつていますのでこちらだけが出来ないと云う事はあり得ないと思ひます。

10番～村民税について去年と比較した場合に均等割について75名しかふえてないが、又家屋は相当ふえているがその数は、土地の評価額が相当ふえているが交付税との影響はないか。

助 役～村民税について去年より75名しかふえてないと云う事ですが、去年の実績から、去年は6,064名で予算上は76名ですが実績は136名もふえています。これは自然増を見越して136名ふえていると云うことではない。所得割が相当ふえていると云うことは去年の実績にまた自然増をいくらか残して本年度は去年の実績をおさえてやつているのでそう開きはない。

10番～これは課税客体を充分つかまえてないと云う事になります。

助 役～今まで賦課について課税客体のはあくが云々されておりますので今まではそう云う見方になるんじゃないかと思う。

10番～移住したものはこれに含まれないのか。

助 役～均等割をもちます。20才以上65才までこの内欠格の何があるわけです。同居の親については、片方が均等割をもっていれば片方は持たない。

議 長～17番、11番議員の出席を報告致します。

10番～財政課については、多くの数とまではいかないが、やや同じ数であるのか。

助 役～現在においては自然増の分除けばこの分だけと云う事で都市計画の資料にもありました様に1,800名の出生があるが、この段階から来たらそんなになります。

財政課長～家屋の増については、真志喜は含まれてはいたがあれを入れると約1,000件であります。

助 役～土地の評価増となれば交付税と関係します。評価によつてはふえては行かないが、こちらの評価増と云うのは従来宅地でなかつたが、山林、原野からふえて増加すると云う事になり件数がふえるので交付税と関連します。しかし普通政府では宅地の場合1等25セント畑42セント、田で50セント、これだけ評価額を見ているので坪数まで入れた交付税とは云われません。

13番～事業税で51年度の賦課件数が、今年度は只2件しかふえてないが今年1号線沿いは相当外人がいますので外人商社は教育税など賦課しないとの事で徴収の面もむつかしいと思いますが、当然賦課すべきであるが、外人商社の場合、この2ケ年までにどれだけふえたか又外人商社はどれだけか。

財政課長～外人商社はそうふえていません。教育税関係は色々今まで問題になつていますが、軍と契約で軍関係で来たんだと云う事で行政課に問い合わせましたが、その返答もあまりはつきりした何を得られなくて今まで賦課してなかつたが今度から賦課して良いんじゃないかと思う。コザ市あたりも賦課しています。

13番～北中城は賦課して成績も良いとの事であるが調査したことがあるか

財政課長～税賦課と同時に徴収に行つてあります。外人商社の場合徴収はほとんどされている。

13番～税賦課外人商社だけの場合、徴収率はどの位いか。

財政課長～80%位行っております。

13番～課長は増えてないとのことであるが、2ヶ年前と2ヶ年後と法人がたつた2件しかふえてないのか。

財政課長～未だ賦課しないものもあると思うが、合計年度がいろいろありますので未だ登録してないとか。

13番～もち論職員が少ないと云う事はわかりますが、2ヶ年で2件しかふえてないと云う事は調査もれと解して良いか。

財政課長～あるとしても、後2～3件位しかないんじゃないかと思う。1号線沿いに多くある様に見受けられるが外人でも個人が相当おります

議長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議長～再開致します。(午前11時16分)

17番～事業税について、各地域に貸し住宅があるが、個人或は法人もあるが、何れも事業税の対象になると思うが、村として事業税の賦課はしているか。若ししてない処があればどうしてないか。

助役～法人関係に対しては、果しているが個人に対しては課していない。

17番～個人に課していない根 について説明願います。

助役～根きよは未だ出していませんが、今の処課していない。

17番～1件当りの大体の所得のはあくはしていますか。

助役～今の処、村民税でされています。

17番～個人に課していない根きよについて説明願います。

助役～根きよは未だ出していませんが今の処課していない。

17番～1件当りの大体の所得のはあくはしていますか。

助役～今の処村民税でされています。

15番～貸住宅は株式と云う事にはなっているが、大体個人所有になつていますが、そうなると事業税で課されると思うが、法人組織の中の事業税として徴収しているか。個人名義の方はどう云う方法でされているか。

助 役～個人の分では事業対象にしてない。

15番～法人の宇地泊の貸住宅がほとんど個人になっているが、

議 長～暫休憩致します。(午前11時22分)

議 長～再開致します。(午前11時25分)

10番～家屋は1,000件もふえたと云うが、不動産取得税は1,845\$しか増してないが、これは土地の分も入っておりますね。全部家屋と見ても1件、1,800\$位しか課税されないが、わずか取得額は1件について184\$となるが、これで良いでしょうか。

議 長～暫休憩致します。(午前11時24分)

議 長～再開致します。(午前11時39分)

13番～家屋は住家の用に供するのが家屋である。法自体はちゃんと控除されている。住家をもっている人は850\$控除される権利がある。今考
考えてないと云われるが、法に違反してまで徴収されるか。

財政課長～法には違反してないと思います。政府の見解もたしかめてそう
なっております。

13番～政府の見解でそうなっていると云うが、つまりそうなっていると云
うことですね。

財政課長～そうなっています。

13番～疑問があれば、疑問がとけるまで保留すべきであつて疑問のままそ
うやると云うのはどうかと思う。

議 長～暫休憩致します。(午前11時42分)

議 長～再開致します。(午前11時50分)

議 長～12番の出席を報告致します。

17番～財産収入の2目の付記について、保健所、郵便局のものであるのか
坪数と坪当りいくらであるか。

助 役～使用の開始がずつと前になつていきますので、附近のよりいく分安く
すると云うことでそうなっています。契約によつてそうなつていま
すので契約期間中は、そういうふうに契約更新するまではこの通り
である。

17番～この契約では賃貸料の更新は出来ないか。

助 役～賃貸料の更新は出来ると思います。

15番～不動産取得税について、100分の1が税額となつていますが、所得額は多いと思うが、

助 役～課税所得額ですから、課税対象になる分である。これは控除額を引いた残りである。

17番～市場使用料の附記に1963年1月付であります。1月までの取入は入らないが、

議 長～暫休憩致します。(午前11時56分)

議 長～再開致します。(午後零時00)

18番～法人の場合減価償却はどうか。

助 役～毎年毎年法定の減価償却をされています。

18番～土地の様な動かないものの減価償却はあるか。

助 役～土地についてはありません。

19番～政府支出金について土木費(3目)について、これはあくまで想定のもとにやつていられるか。又努力することによつて折衝してこれだけは可能だと云う事か。

助 役～経済局関係については内示はないが、或程度村でキヤッチした。土木関係は63年度において是非これだけでとも云う関係でこれだけなければいけないんじゃないかと前年度の継続をして行かなければとの関係で獲得出来ると思う。

19番～当初予算で計上しても落ちたと云う場合がございませすし、その面においては、それ相当の対策をもつて望まないとは施行に当つて困ると思うがその状況はどうか。

助 役～その点については予算計上した以上は獲得して施行して行くべきだと思います。

17番～補助金に関連致しまして、失対策事業についてこれは村独自で計画を立ててこれを申請してやつているか。無計画のままに政府補助金としてくれるのか。

助 役～政府の施策にまつより外にないと思う。それは普通の土木補助金の様に工事の補助でなく失業者の就労事業であり、それは政府負担でありますので政府予算でやらなければいけないが、しかし計上された以上は、60年度は政府から割当が来たが、61年度は災害復興工事^{災害}にまわされ、ほとんどが民政府補助でありますので、それで災害土木工事によつて失業者を就労させると云う条件づきの工事になりましたので市町村の行う失対事業費としては出なかつた。62年度においては4期半期からずつと割当てられていて、各期間において各期間ほとんど追加更正でやっているが、本年度は62年の実績からしましてもこれだけの人員をきゆう取しなければいけないと思あくまで失業者を就労させると云う事で立てるのは村独自でやりますので予算計上して事業の内容をきめて行きたい。

17番～補助額はどうか。5,350 \$とあるが、

助 役～これだけの人員を割当ててもらうわけで就労人員を対象にして、それに見合う金額であります。政府の指示もそうなっております。

17番～労務賃金であるが、村としてこれだけの事業をやろうとの事で計画して割当てられるか、又政府がこちらの失業者を調査して、それによつて割当られるのか。

助 役～村が計画しても失業者がいなくてももらえないので普通の工事補助金とは違うわけです。

総務課長～職變で失対者を調査して、そのキャッチした総数を各半期に失業対策費を割当てて来ますので市で仕事を計画します。

17番～民政府補助の消防庁舎建築資金が計上されているが、場所を指定して補助するか。都市計画とも関連して場所を替えた場合もらえないかどうか。

助 役～その面については、はつきりした答えは出ていません。現段階では場所はこちらであると申請はしていますが現場はもらっている。

17番～場所にはこらわらずに一応は、ここで造りますから補助金をもいませすという事であるが。

助 役～その方は別に確答は得ていません。外に造つてもこれだけくれるかと云う確答は得ません。

17番～村としては見てもらつた場所でやると云うことでこれだけの難か。

助 役～現段階ではそうであります。

17番～寄附金の件で2,000\$となつていますが、今市昇格消防庁舎建築資金に各々1,000\$計上されているがどういふ方々を對象にしてこのねん出を考へているか。

助 役～一般向でもよいし、今の処どう云うふうにしよと云うふうな何は考へておりません。

議 長～暫休憩致します。(午後零時15分)

議 長～再開致します。(午後零時45分)

議 長～本案は質疑の段階で継続審議にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本日の全日程が全部終了致しましたので、これを以つて終ることに致します。尚午後からは各委員会とも付託された案件の審議をお願い致します。明日の本会議は午前10時より再開致します。

議 長～***散 会*** (午後零時46分)